

意見募集時からの修正点は以下のとおり。

該当箇所	修正内容
周波数割当表 第2表 348.55-348.8125MHz	周波数の使用に関する条件を削除（アナログ簡易無線の廃止関係）
同 348.8125-351.9MHz	「別表7-3」を「別表7-2」に修正（アナログ簡易無線の廃止関係）
同 465-465.175MHz	「 <u>アナログ方式への割当ては、別表7-1による。使用は、令和6年11月30日までに限る。</u> デジタル方式への割当ては、別表7-3による。」を「割当ては、別表7-2による。」に修正（アナログ簡易無線の廃止関係）
同 465.9125-467.5MHz	「別表7-3」を「別表7-2」に修正（アナログ簡易無線の廃止関係）
同 468.54375-468.875MHz	「 <u>アナログ方式への割当ては、別表7-1による。使用は、令和6年11月30日までに限る。</u> デジタル方式への割当ては、別表7-3による。」を「割当ては、別表7-2による。」に修正（アナログ簡易無線の廃止関係）
同 4900-5000MHz	「5GHz帯無線アクセスシステム用とし、割当ては別表11-2による。」を「 <u>電気通信業務用での使用のうち、携帯無線通信用への割当ては、別表10-3による。</u> 5GHz帯無線アクセスシステム用への割当ては、別表11-2による。 <u>使用は、令和18年3月31日までに限る。</u> 」に修正（4.9GHz帯への5G導入関係）
周波数割当表 第3表 50.4-51.4MHz	「別表7-4」を「別表7-3」に修正（アナログ簡易無線の廃止関係）
国内周波数分配の脚注 J153	・「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正 ・「決議第221(WRC-23)」を「決議第221(WRC-23、改)」に修正
同 J288	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 J305	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 J312	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
別表7-1	400MHz帯を削除（アナログ簡易無線の廃止関係）
別表7-2	削除（アナログ簡易無線の廃止関係）
別表7-3	別表7-2に修正（アナログ簡易無線の廃止関係）
別表7-4	別表7-3に修正（アナログ簡易無線の廃止関係）
別表10-3	4900MHzを超え5000MHz以下を追加（4.9GHz帯への5G導入関係）
国際周波数分配の脚注 5.312B	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 5.314A	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 5.388A	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正

	ム局」に修正
同 5. 409A	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 5. 433B	「アンゴラ、ボツワナ、ギニア、レソト、マラウイ、南スーダン」を「アンゴラ、ボツワナ、ギニア、レソト、マラウイ及び南スーダン」に修正
同 5. 530E	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 5. 531B	「全ての航空機局に適用する。」を「全ての航空機局に適用されなければならない。」に修正
同 5. 531E	「全ての航空機局に適用する。」を「全ての航空機局に適用されなければならない。」に修正
同 5. 532AA	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 5. 534A	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 5. 537A	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 5. 543B	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 5. 550D	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 5. 552A	「高高度プラットフォーム」を「高高度プラットフォーム局」に修正
同 *	「決議」を「全権委員会議決議」に修正

以上